

門真市高齢者成年後見等の市長申立て等による審判請求及び費用の助成 に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認知症等により民法（明治29年法律第89号）の規定による成年後見制度の利用の必要性はあるが、申立てが困難な方に対する成年後見、保佐又は補助の開始（以下「後見開始等」という。）の審判の請求（以下「審判請求」という。）について、市長が行うもの（以下「市長申立て」という。）のほか必要な手続を定めるとともに、審判請求の費用（以下「審判請求費用」という。）及び成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）への報酬の助成を行う門真市高齢者成年後見制度利用支援事業を実施することにより、高齢者の権利擁護の推進及び福祉の向上を図ることを目的とする。

(審判請求の対象者)

第2条 審判請求の対象となる者（以下「審判対象者」という。）は、本市に居住する65歳以上で、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている者（居住するが、合理的な事由等により住民基本台帳に記載がない者又は他市町村の住民基本台帳に記載されているが、介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する本市の住所地特例対象被保険者であって、居住市町村の助成対象者でない者を含む。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、同条に規定する本市以外の市町村の住所地特例対象被保険者であって、他市町村の助成の対象者は、本市の対象としない。

- (1) 判断能力が民法による後見開始等の審判請求に相当する状態にあること。
- (2) その者の福祉を図るため特に必要があると認められること。
- (3) 補助開始の審判について、同意していること。

2 前項本文の規定にかかわらず、介護保険法第13条に規定する本市の住所地特例対象被保険者のうち、同条第1項第3号に掲げる養護老人ホームに入所し又は入居している者で、前項各号のいずれにも該当するもの及び市長が特に必要と認める者は、対象者とみなすものとする。

(申立ての要請等)

第3条 次に掲げる者は、審判対象者について、市長申立てを市長に要請し、又は通

報することができる。

- (1) 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員
- (2) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (3) 介護保険法第8条に規定する事業に従事する職員及び同法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員
- (4) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院又は診療所の職員
- (5) 審判対象者の日常生活を援助する者であって、市長が特に必要と認めるもの（必要性の判定）

第4条 第2条第1項第2号に規定する特に必要があると認められることとは、次に掲げる事項を考慮して判定するものとする。

- (1) その者の生活及び心身等の状況並びに資産状況
- (2) 配偶者又は2親等以内の親族の有無
- (3) 配偶者又は2親等以内の親族による保護の可能性
- (4) 後見開始等の審判請求に係る親族の意思
- (5) 他のサービスの活用その他の手段による対応の可能性

2 前項第2号に規定する親族がない場合であっても、3親等又は4親等の親族であって、成年後見人等の審判の請求をする者の存在が明らかであるときは、審判請求を行わないものとする。

（審判請求費用の負担及び助成）

第5条 審判請求費用は、次に掲げる費用とし、審判対象者の負担とする。ただし、裁判所の審判による負担者の決定がされた場合は、当該決定をされた者の負担とする。

- (1) 収入印紙代
- (2) 切手代
- (3) 診断書作成費用
- (4) 鑑定費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、審判請求に必要と認められる費用

2 市長は、特に必要があると認めるときは、審判請求費用を負担するものとする。

3 市長は、審判対象者のうち、次条の規定に該当する者について、審判請求費用の全部又は一部を助成することができる。

4 審判請求費用の助成は、助成に係る申請の日から遡って2年を超えたものについては、その対象としない。

(審判請求費用の助成対象者)

第6条 前条第3項の規定による審判請求費用の助成の対象となる者（以下この条において「助成対象者」という。）は、本事業の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある審判対象者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている者
- (3) 本事業の助成を受けなければ生活保護法第8条第1項の基準を満たすことができない者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 市民税非課税世帯に属すること。

イ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で720,000円、世帯員が1人増えるごとに300,000円を加算した額以下であること。

ウ 世帯の構成員のいずれもが土地又は家屋（生活保護法による保護の実施要領に基づき保有を認められているものを除く。）を所有していないこと。

2 前項第3号の基準の審査については、生活保護業務の所管課が判定する。

3 門真市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成26年4月1日施行）に基づく審判請求を行った者が65歳に到達した場合は、助成対象者としなないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、本市以外の関係機関の実施する制度により審判請求費用の助成を受けることができる者又は受けている者は、助成の対象としない。ただし、市長が必要と認めるときは、助成対象者とするすることができる。

5 過去に第2項の規定による判定により、助成対象者と決定された者が、再度の申請において、第1項第3号に該当することが明らかである場合は、同号の判定を要しない。

(審判請求手続)

第7条 この要綱に規定するもののほか、審判請求の手続については、民法、家事事件手続法（平成23年法律第52号）その他の法令の定めるところによる。

(成年後見人等の候補者)

第8条 市長申立てをする場合における成年後見人等の候補者は、次に掲げるものとする。ただし、これによることができないときは、家庭裁判所の決定によるものとする。

(1) 申立対象者に係る成年後見人等（当該申立対象者が任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第1号の規定による任意後見契約によりあらかじめ成年後見人等を予定しているときに限る。）

(2) 成年後見人等の候補者名簿を家庭裁判所に提出している法人又は当該法人が推薦する者で市長が認めるもの

(成年後見人等に係る報酬の助成等)

第9条 成年後見人等の選任を受けた対象者（以下「成年被後見人等」という。）が、審判請求による成年後見人等に対する報酬（以下「成年後見人等報酬」という。）について、次条の規定に該当し、当該報酬について本事業の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある場合は、その費用の全部又は一部について、助成することができる。ただし、成年後見人等が当該成年被後見人等の親族である場合を除く。

2 前項に規定する助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額及び成年後見人等報酬の額に相当する額のいずれか少ない方の額を限度とし、各号の区分及び算出方法については、別表のとおりとする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 月額28,000円

(2) 施設に入所し、又は入院している者 月額18,000円（1月に満たない場合であって、入所又は入院の日数が当該月の日数の半数を超えるときは、1月とみなす。）

3 成年後見人等報酬の助成は、助成の申請の日から遡って2年を超えたものについては、その対象としない。

(成年後見人等報酬の助成対象者)

第10条 成年後見人等報酬の助成対象者（以下この条において「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特

定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付を受けている者

(3) 本事業の助成を受けなければ生活保護法第8条第1項の基準を満たすことができない者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 市民税非課税世帯に属すること。

イ 世帯の預貯金等の額が単身世帯で720,000円、世帯員が1人増えるごとに300,000円を加算した額以下であること。

ウ 世帯の構成員のいずれもが土地または家屋（生活保護法による保護の実施要領に基づき保有を認められているものを除く。）を所有していないこと。

2 前項第3号の基準の審査については、生活保護業務の所管課が判定する。

3 門真市障害者成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づく報酬助成を受けている者が65歳に到達した場合は、助成対象者とししないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、本市以外の関係機関の実施する制度により審判請求費用の助成を受けることができる者又は受けている者は、助成の対象とししない。ただし、市長が必要と認めるときは、助成対象者とするすることができる。

(助成の申請)

第11条 審判請求費用の助成対象者又は成年後見人等報酬の助成対象者で、当該助成を受けようとする者は、門真市高齢者成年後見制度利用支援事業助成申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、成年後見人等（保佐人及び補助人にあっては、代理権を付与された者に限る。）が代理人として申請を行うことができる。

(1) 収入に関する書類（公的年金等の源泉徴収票、申告書の写しその他収入が分かる書類）

(2) 必要経費に関する書類（金銭出納簿、領収書の写しその他必要経費が分かる書類）（成年後見人等報酬の助成申請の場合に限る。）

(3) 財産に関する書類（財産目録の写しその他財産状況が分かる書類）（成年後見人等報酬の助成申請の場合に限る。）

(4) 報酬付与の審判決定書の写し（成年後見人等報酬の助成申請の場合に限る。）

(5) 登記事項証明書（対象者の代理人として成年後見人等が申請する場合に限る。）

(6) 成年後見人等の報告書（成年後見人等の活動等が分かる書類）（家庭裁判所に提出した報告書等）

(7) 生活保護証明書（生活保護受給者の場合に限る。）

（助成の決定等）

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請をした者の資産状況等を審査し、門真市高齢者成年後見制度利用支援事業助成（決定・却下）通知書（様式第2号）により、助成の可否及び助成額を当該申請をした者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第13条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、門真市高齢者成年後見制度利用支援事業助成請求書（様式第3号）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、助成金を同項の請求書によりあらかじめ指定された金融機関の口座（成年被後見人等の名義の口座に限る。）に振り込むものとする。

（報告の義務）

第14条 成年後見人等は、次の各号のいずれかに該当したときは、門真市高齢者成年後見制度利用支援事業変更届（様式第4号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 助成決定者が死亡したとき。ただし、第11条の規定による申請の際に、当該助成決定者の死亡が確認できる書類等を提出した場合を除く。

(2) 助成決定者の資産状況等に変化があったとき。

(3) 成年後見人等の報酬額に変更があったとき。

(4) 成年後見人等に異動又は変更があったとき。

(5) 成年後見、保佐又は補助が終了したとき。

2 市長は、成年後見人等がその責務を果たせない状態（死亡等を含む。）であることを知ったときは、速やかに家庭裁判所に報告しなければならない。この場合において、後継の成年後見人等の要件については、第8条の例による。

（助成決定の取消又は変更）

第15条 市長は、第12条の規定による助成を決定した場合で、前条第1号及び次の各

号のいずれかに該当したときは、その該当することとなった日の属する月の翌月に決定の一部若しくは全部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金を受給したとき。
- (2) 支給された助成金を審判請求費用又は成年後見人等報酬の支払以外に使用したとき。
- (3) 門真市高齢者成年後見制度利用支援事業変更届により変更の届出があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事情の変更により市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定による助成決定の取消し又は変更を行うときは、門真市高齢者成年後見制度利用支援事業助成（取消・変更）決定通知書（様式第5号）により、助成決定者に通知するものとする。

（成年被後見人等死亡後の報酬助成）

第16条 助成決定者が死亡した場合において、その者に支払うべき助成金で、支給しなかったものがあるときは、その者の成年後見人等であった者は、第11条の規定により申請することができる。この場合において、支給すべき助成金の額は、相続財産で不足する金額に限り助成する。

（審判請求費用の返還）

第17条 市長は、第5条第3項の規定により審判請求費用の助成を決定した場合で、助成決定者の資産状況等の変化により審判請求費用の一部又は全部を本人に負担させることが適当であると認めるときは、本人負担について家庭裁判所の命令を求める申立てを行うものとする。

2 市長は、前項の申立てに基づき、家庭裁判所からの命令があったときは、当該命令に定める額の範囲内で審判請求費用の一部又は全部の返還を請求するものとする。

（成年後見人等報酬の返還）

第18条 市長は、第15条の規定により助成決定の取消し等を行ったときは、助成決定者に対し、既に助成した決定額のうち一部又は全部の返還を請求するものとする。

（助成金の返還）

第19条 市長は、前2条の規定により助成金の一部又は全部の返還を請求するときは、門真市高齢者成年後見制度利用支援事業助成金返還通知書（様式第6号）により、

助成決定者に通知するものとする。

(助成の特例)

第20条 第9条第1項の規定にかかわらず、審判請求によらずに後見開始等の審判を受け、成年後見人等の選任を受けた者であり、市長が特に必要と認めるものに限り、市長は同項に規定する助成をすることができる。

2 前項に規定する助成を受ける者については、第9条第2項及び第3項、第10条から第16条まで、第18条並びに前条の規定を準用する。

(台帳整備)

第21条 市長は、助成金の支給を決定した成年被後見人等について、門真市高齢者成年後見制度利用支援事業助成金支給台帳（様式第7号）により管理しなければならない。

(細目)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(門真市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱の廃止)

2 門真市高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱（平成29年4月1日施行）は、廃止する。